

こくえい き そ さん せん こう えん

国営木曾三川公園の再評価 説明資料

令和4年7月29日

国土交通省中部地方整備局
木曾川上流河川事務所
木曾川下流河川事務所

目次

1. 事業の概要	1
2. 事業の目的及び基本理念	2
3. 事業の進捗状況	3
4. 事業の進捗の見込みの視点	4
5. 費用対効果	5
6. 県への意見聴取結果	6
7. 対応方針(原案)	6

1. 事業の概要

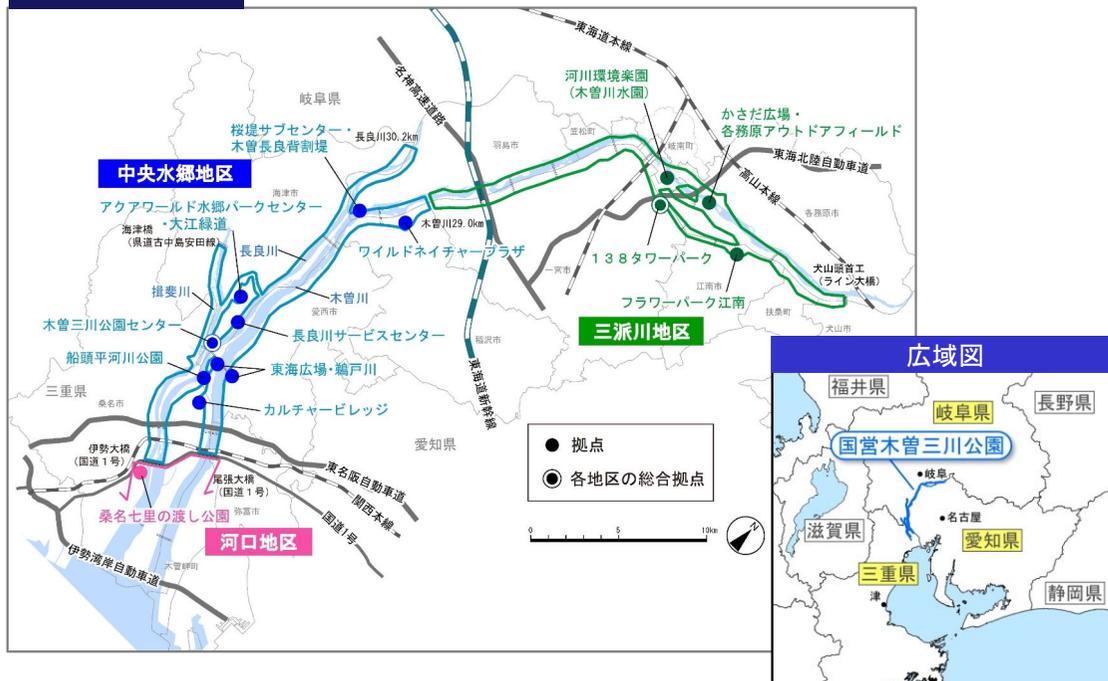
国営木曾三川公園は、東海地方の人々のレクリエーション需要の増大と多様化に応えるため、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川が有する広大なオープンスペースを活用し、都市公園法に基づき、一つの都府県を越える広域の見地から国が設置している公園です。

公園区域は、岐阜、愛知、三重の三県にまたがり、地域特性等により「三派川地区」、「中央水郷地区」、「河口地区」の3地区13拠点で構成されます。

事業の概要

位置	木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川沿川 (岐阜県、愛知県、三重県)
種別	都市公園法第2条第1項第2号イの規定に基づく 国営公園
全体事業面積	411ha(令和3年度末時点)
総事業費	822億円

位置及び区域



事業の経緯

昭和51年	東海3県一市知事市町会議において「木曾三川公園構想」提示
昭和54年	公園全体の基本構想、基本理念の策定
昭和55年	中央水郷地区基本計画の策定
昭和56年	中央水郷地区の都市計画決定
昭和59年	三派川地区基本計画の策定
昭和62年	三派川地区の都市計画決定
昭和62年	木曾三川公園センター 供用開始
昭和63年	かさだ広場・各務原アウトドアフィールド 供用開始
平成元年	河口地区基本計画の策定
平成2年	東海広場・鶺鴒川 供用開始
平成4年	アクアワールド水郷パークセンター・大江緑道 供用開始
平成7年	138タワーパーク 供用開始
平成8年	カルチャービレッジ 供用開始
平成8年	ワイルドネイチャープラザ 供用開始
平成11年	河川環境楽園(木曾川水園) 供用開始
平成12年	長良川サービスセンター 供用開始
平成14年	船頭平河川公園 供用開始
平成19年	七里の渡し地区の都市計画決定
平成19年	フラワーパーク江南 供用開始
平成20年	国営木曾三川公園基本計画の改定
平成27年	桜堤サブセンター・木曾長良背割堤 高水敷エリア供用開始
平成27年	桑名七里の渡し公園供用開始
平成30年	アクアワールド水郷パークセンター追加供用
平成30年	東海広場追加供用
令和3年	桑名七里の渡し公園(住吉地区)が全面開園

2. 事業の目的及び基本理念

【国営木曾三川公園が目指すもの】「国営木曾三川公園基本計画」基本理念

自然環境への理解のために

- 河川特有の自然環境や生物多様性の保全・再生
- 木曾三川の豊かな自然や長大な河川空間を体験し、川や環境について学ぶ取り組み
- 国営木曾三川公園ならではの屋外活動の場の提供



河川環境楽園 木曾川水園

歴史文化への理解のために

- 木曾三川にまつわる歴史文化やその周辺環境の保全・活用
- 木曾三川の歴史文化や人と川との関わり大切さを学ぶ取り組み



木曾三川公園センター 輪中の農家

広域への貢献のために

- 木曾三川の空間・自然・歴史文化資源のネットワーク形成、中部圏の骨格的緑地・河川
- 人々の広域的な交流の促進、にぎわいの創出、情報発信
- 地域の防災への協力、広域的な防災への対応



中部都市圏大規模緑地ネットワークの形成

【取り組みを進めるために】

より多くの人が、より楽しむ
(レクリエーションの視点)

- 利用者サービスやレクリエーション内容の向上
- 自然や歴史文化に触れるきっかけの提供
- 利用者の安全確保とユニバーサルデザイン

より深め、より広げる(参加と連携の視点)

- プログラムの開発提供、指導者の育成
- 多様な主体との参画と協働
- 地域のまちづくりとの連携
- 公園の整備運営のモデルとなる取り組み

3. 事業の進捗状況

- ◆平成30年4月にアクアワールド水郷パークセンター、6月に東海広場、令和3年1月に桑名七里の渡し公園の追加供用を行いました。
- ◆令和3年6月に、国営木曾三川公園の令和3年～7年度までの整備及び管理運営に関する「整備・管理運営プログラム」を策定しました。



地区名	全体事業面積(ha)	供用面積(ha)	全体事業費(百万円)	事業執行額(百万円)	事業期間
三派川地区	139.5	108.3	82,220	70,842	採択
中央水郷地区	261.6	180.6			昭和55年度
河口地区	9.9	1.1			完了
計	411.0	290.0			令和15年度

令和3年度末時点

4. 事業の進捗の見込みの視点

- ◆国営木曾三川公園整備・管理運営プログラムに基づき、持続可能で質の高い公園運営を行うため、水辺の自然環境と地域の歴史文化の保全・活用の取り組みを継続しつつ、既存のストックをより一層有効活用することで、地域活性化に資する観光資源としての役割の強化を図ります。
- ◆今後の事業進捗に向け地元の協力体制のもと、地域と連携を図りながら円滑に事業を推進できる見込みです。

フラワーパーク江南

令和4年秋に樹林の散策、植物観察、自然とふれあえ、遊べる「故郷の森」を追加供用します。



桜堤サブセンター ・木曾長良背割堤

三派川地区と中央水郷地区を結ぶ重要な拠点であり、緑豊かな水辺環境と木曾三川にまつわる歴史文化遺産(ケレップ水制等)に触れられる場としての整備を進め、木曾三川全体をつなぐ利用空間の形成を図ります。



桜堤サブセンター堤内地エリア 整備イメージ



アクアワールド水郷 パークセンター・大江緑道

水郷地帯の趣を残す大江川の景観と水辺の自然とのふれあいを楽しめる場として整備を進め、遊歩道などにより拠点及び周辺地域の自然環境、歴史文化遺産などを結び、広域的な利用空間の形成を図ります。



桑名七里の渡し公園

木曾三川の歴史文化資源のネットワークの拠点の一つとして整備を進め、川とまちが一体となり、東海道の要衝「七里の渡」をはじめ、川沿いに集積する歴史文化遺産を結び、木曾三川を軸とした交流と繁栄の歴史を紹介する情報発信拠点となる公園の整備を進めています。



七里の渡

5. 費用対効果

- ◆事業全体に要する総費用(C)は約2,414億円であり、この事業によりもたらされる総便益(B)は約1兆1,335億円となります。これを基に算出される費用対便益比(B/C)は4.7となります。
- ◆令和4年度以降の残事業に要する総費用(C)は約207億円であり、この事業によりもたらされる総便益(B)は約278億円となります。これを基に算出される費用対便益比(B/C)は1.3となります。

費用対効果分析

		前回評価(H29)		今回評価(R4)	
		全体事業	残事業※2	全体事業	残事業※2
費用対便益比		4.3	1.6	4.7	1.3
総便益(B)※1		約9,310億円	約309億円	約1兆1,335億円	約278億円
	直接利用価値	約6,135億円	約183億円	約7,689億円	約172億円
	間接利用価値	約3,175億円	約136億円	約3,647億円	約106億円
総費用(C)※1		約2,173億円	約194億円	約2,414億円	約207億円
	事業費	約1,405億円	約114億円	約1,558億円	約86億円
	維持管理費	約769億円	約80億円	約856億円	約120億円

感度分析※3

	全体事業(B/C)	残事業(B/C)
需要(-10%~+10%)	4.5~4.9	1.2~1.5
事業費(+10%~-10%)	4.6~4.8	1.2~1.6
事業期間(+10%~-10%)	4.7~4.7	1.5~1.1

※3 都市公園事業の影響要因として考えられる需要(公園利用者数及び世帯数)、事業費、事業期間を、残期間において±10%変動させた場合のB/Cを算出

※1 便益・費用は現在価値化した値である
便益・費用は整数値としており、合計値は表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある

※2 未供用区域において事業を継続した場合に追加的に必要となる総費用と、追加的発生する総便益を対象として計上

○算出条件等

- 計算基準年 : 令和4年度
- 評価期間 : 97年間(昭和62年度~令和65年度)
- 社会的割引率 : 4%

「改訂第4版大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」(平成29年4月 国土交通省都市局公園緑地景観課(平成30年8月 一部改訂))に基づき算出

6. 県への意見聴取結果

◆岐阜県

今後も引き続き、事業の実施にあたっては、整備内容及び事業費等について、実施前に説明いただくとともに、コスト縮減の徹底をお願いします。

◆愛知県

- 1 「対応方針(原案)」に対して異議はありません。
- 2 公園の管理・運営においては、周辺地域との連携を図り、さらなる利用促進に努められるようお願いしたい。
- 3 なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。

◆三重県

対応方針(原案)のとおり、事業の継続について異存ありません。

国営木曾三川公園は、雄大な水郷景観、豊富な水と緑、特色ある歴史・文化等を有するこの木曾三川の地域の魅力を発信し、観光振興やにぎわいの創出を図るうえで極めて重要な役割を担う公園です。

今後も引き続き、当県と十分な調整をしていただき、桑名七里の渡し公園の早期全面供用に向けた着実な事業の推進と、当公園のさらなる利用促進につながる管理運営の実施をお願いいたします。

7. 対応方針(原案)

- ◆国営木曾三川公園基本計画に基づいて実施する公園事業を継続する。